

臨海副都心にぎわい創出実行委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 臨海副都心は、職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくりにより、東京の成長を牽引し、国内外の多くの人々が憩い、にぎわうエリアとして発展してきたまちである。東京都及び進出事業者等が一体となり、にぎわいを創出する事業(以下「本事業」という。)を実施することで、更に魅力あふれるまちの実現を目指し、臨海副都心にぎわい創出実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 本事業の企画に関すること
- (2) 本事業の広報に関すること
- (3) 本事業の実施に関すること
- (4) 本事業の事業成果の総括に関すること
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

(議決事項)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定、実施計画及び事業報告の承認に関すること
- (2) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (3) その他事業実施に関する事項

(委員)

第4条 委員は、別表1の者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、実行委員会が解散する日までとする。ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が別に解散日を定めた場合には、当該解散日までを任期とする。

(委員長・議決等)

第6条 委員長は東京都港湾局臨海副都心まちづくり推進担当部長をもって充てる。

- 2 委員長は必要に応じて実行委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

- 3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることはできない。
- 5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 会議の議長は委員長があたり、委員長が不在の場合には、委員長があらかじめ指名した者がこれにあたる。
- 7 特別な事情等により、実行委員会の会議を開くことができなかつた場合に、委員又は事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があつたものとみなす。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）

第7条 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて実行委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、実行委員会の収入及び支出の処理が完了したのち、実行委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（事務局の設置）

第8条 実行委員会の事務を処理するため、臨海副都心にぎわい創出実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都港湾局臨海開発部臨海副都心用地販売担当課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

（経費）

第9条 実行委員会の運営に必要な経費は、東京都の負担金、その他の収入をもって充てる。

（報酬等）

第10条 実行委員会の委員又は監事で会議に出席したものに対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局外部講師謝金支払基準に準じて支払う。

- 2 事務局員の給与は無給とする。

(解散)

第 11 条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき又は必要性を認めなくなったとき、実行委員会の議決により解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

(守秘義務)

第 12 条 実行委員会の委員及び監事は、当該職務上知り得た情報を、委員長の許可なく、第三者に開示または漏えいしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務及び財務の取扱い)

第 13 条 実行委員会における事務及び財産の取扱いについては、実行委員会において別に定めるものとする。

(その他)

第 14 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【別表1】 臨海副都心にぎわい創出実行委員会委員

就任する役職	所属・職
委員長	東京都港湾局 臨海副都心まちづくり推進担当部長
副委員長	株式会社東京臨海ホールディングス グループ支援部長(事業調整部長)
委員	アクアシティお台場内で推薦のあった者
	グランドニッコー東京台場内で推薦のあった者
	ダイバーシティ東京 プラザ内で推薦のあった者
	デックス東京ビーチ内で推薦のあった者
	東京港埠頭株式会社内で推薦のあった者
	株式会社ビッグサイト内で推薦のあった者
	東京臨海高速鉄道株式会社内で推薦のあった者
	トヨタアルバルク東京株式会社内で推薦のあった者
	ビー・エム・ダブリュー東京株式会社内で推薦のあった者
	ヒルトン東京お台場内で推薦のあった者
	武蔵野大学内で推薦のあった者
株式会社ゆりかもめ内で推薦のあった者	

【別表2】 臨海副都心にぎわい創出実行委員会監事

就任する役職	所属・職
監事	一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会 統括事務局長

【別表3】 臨海副都心にぎわい創出実行委員会 事務局

就任する役職	所属・職
事務局長	東京都港湾局臨海開発部 臨海副都心用地販売担当課長
事務局員	東京都港湾局臨海開発部誘致促進課課長代理
	東京都港湾局臨海開発部誘致促進課職員